

## 「日本再興戦略 2016」 国家戦略特区関係（案）

### 第一 総論

#### Ⅱ 日本再興戦略 2016 における鍵となる施策

##### 2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

##### (2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

「国家戦略特区」については、平成 29 年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

残された「岩盤規制」の突破口を開き、重点的に取り組むべき 6 つの分野等を定め、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口(ゲートウェイ)」としての機能について、一層の強化を図っていく。

#### Ⅳ 日本再興戦略 2016 の主要施策例

##### 2. 生産性革命を実現する規制・制度改革

##### (2) 国家戦略特区の活用（構造改革の突破口）

- ・平成 29 年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなどの取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

【規制改革事項について、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講じる】

## 第二 具体的施策

### Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革

#### 3. 国家戦略特区による大胆な規制改革

##### (1) KPI の主な進捗状況

**《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」**

⇒昨年 10 月公表時 24 位（昨年比 2 位後退）

※ランキング手法の変更により、昨年時点での順位は 19 位から 22 位に修正。

**《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）」**

⇒昨年 10 月公表時 4 位（前年と同順位）

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

(新たな目標の下での国家戦略特区の加速的推進)

「国家戦略特区」については、平成 25 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。昨年 7 月改正）に基づき、昨年度末までの 2 年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 50 以上となっており、特に、都市計画の手續迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、平成 26 年 5 月、昨年 8 月、本年 1 月と 3 次にわたり指定してきた 10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」）

において、合計 175 もの事業が、それぞれ 50 回、22 回開催した国家戦略特別区域会議（以下、「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、集中取組期間の集大成として、本年 3 月には、『日本再興戦略』改訂 2015 に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、医療、観光、農業などの分野に係る新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出しているところである。

### **i) 国家戦略特区の「新たな目標」の設定**

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成 32 年（2020 年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目 GDP600 兆円」を達成するため、来年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

#### **① 残された「岩盤規制」の改革**

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
- ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
- ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進

- ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
- ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革など

## ② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認など）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のもと、一層の強化を図る。

### ii) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加など

現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。

その際、1次指定の6区域においては、昨年度末に実施したこれまでの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげるとともに、2次指定以降の区域についても、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

また、全国の地方自治体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していく。

### iii) 更なる規制改革事項の追加など

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、以下の規制改革事項などについて、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年2回は提案募集を実現する」としていることに基づき、全国の地方自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

その際、成長戦略における改革のモメンタムである「改革2020」に係るプロジェクトの追加や深掘りを図るための民間事業者や自治体からの提案についても併せて募集を行い、必要な規制・制度改革の実現を図ることにより、各プロジェクトのショーケース化に係る具体化を推進する。

## (世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備)

### ① 東京圏における国際都市機能の更なる向上など

- ・内外の金融機関等を集積させ関連の人材育成を図るための、東京駅周辺の「東京グローバル・ビジネス・フロント」を構成する11事業を始め、これまでの東京圏において、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」は29事業にも上り、このうち昨年度末までに認定された10事業だけでも、経済波及効果は約2.5兆円にも上るとされている。
- ・引き続き、都心居住促進のための住宅容積率等の緩和（建築基準

法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例）を進めるとともに、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させるため、区域会議等において必要な調整を急ぎ、「グローバル・ビジネス・100」として、上記「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後 2 年間で 100 事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指す。

- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。

## ② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

- ・昨年 4 月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。
- ・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の 6 か月以内から延長する。
- ・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対する PR を強化する。

## ③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進

- ・『日本再興戦略』改訂 2015』に基づき、国家戦略特区において

は、小型無人機については、昨年7月の仙北市、本年4月の千葉市など、また、自動走行については、本年2月の神奈川県（藤沢市）、同年3月の仙台市などにおいて実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、国家戦略特区における「近未来技術実証」の推進を図るため、本年7月の仙北市における小型無人機の国際競技会の開催を始め、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。

- ・また、自動走行については、いわゆる「レベル4（完全自動走行）」までの技術開発を目指すため、「官民 ITS 構想・ロードマップ2016」（本年5月●日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、来年を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、車内に運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等や、ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行などが、公道における実証実験として可能となるよう、速やかに所要の措置を講ずる。

#### ④ 国家戦略特区における「民泊」の検証など

- ・内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、現在東京都大田区等の国家戦略特区において行っている、いわゆる「民泊」事業（特区民泊）の取組について、その実績も踏まえ、事業実施に伴う具体的な諸課題に係る検証を行っていく。
- ・その際、現在検討中の民泊ルールの全国措置に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、特区民泊における最低宿泊日数や最低床面積に係る要件なども含め、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

(待機児童への対応など、持続可能な社会保障システムの構築)

#### ⑤ 地域の実情に即した待機児童対策

- ・都市部を中心に、待機児童を速やかに解消することが求められる中で、本年3月28日に厚生労働省が取りまとめた「待機児童解

消に向けて緊急的に対応する施策について」及び「ニッポン一億総活躍プラン」（本年5月●日閣議決定）の内容及びその実施状況も踏まえつつ、必要に応じ、地域の実情や要望に即した待機児童対策を検討し、速やかに結論を得る。

- ・その際の具体的な検討対象には、あくまで保育の質を低下させないことを前提に、国家戦略特区の活用も含め、例えば、保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用、情報公開や第三者評価の推進等を含むものとする。

#### ⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化

- ・待機児童対策として小規模認可保育所の設置を促進するため、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置について、東京都が、バリアフリー法に基づく「東京都建築物バリアフリー条例第14条」に係る具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を通知により明確化できるよう、国においても、小規模認可保育所について同法の建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていない旨を明確化した上で、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において利用する者が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を速やかに講ずる。

#### ⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築

- ・日常生活の中で痰の吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を必要とする子どもが急増する中で、こうした、いわゆる「医療的ケア児」が義務教育を十分に受けられる機会を保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得る。
- ・その際、財源の在り方や財政制約も十分考慮した上で、関係各省の既存の施策とも密接に連携を図るものとする。

## ⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施

- ・国家戦略特区ではこれまで、多様な働き方や雇用形態の導入を図るため、「雇用ガイドライン」の整備、「雇用労働相談センター」の設置などを行ってきた。また、成長分野への人材移動を円滑にするため、役所等からスタートアップ企業への人材移動に係る特例措置なども講じてきた。
- ・これまでの措置に基づく取組を強化するとともに、自治体など役所で先行して「働き方改革」を進めるための措置を講ずる。例えば、同一労働同一賃金に向けて、公立保育所、消費生活センター等の公的事業所で勤務する正規職員と非正規職員の待遇格差是正に関する取組に係る自治体の状況を踏まえて、一定の規制改革事項の適用の在り方を検討することなどにより、役所で先行して問題を解消することを促す。
- ・また、自治体等からの提案に基づき、特区制度を活用して、公務員を対象に、時間にとらわれない働き方、柔軟な働き方、テレワークの大幅な導入拡大なども図る。

## (観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進)

### ⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

- ・訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域（着地）における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源を活かした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。
- ・このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法（昭和27年法律第239号）上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

### ⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

- ・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年7

月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、今国会に提出中の法案には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後一年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んでいるところである。

- ・また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（本年3月2日 国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ）においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。
- ・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】

#### ⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和など

- ・東日本大震災の主たる被災地等における観光及び復興支援を推進するため、地域限定ビザの発給要件の更なる緩和について検討するなど、速やかに所要の措置を講じ、観光客数の増加を図る。
- ・また、併せて、空港などの各種インフラへの公共施設等運営権方式の導入を進めるとともに、その際、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。